往来物『庭訓往來』について

萩原 義雄

はじめに

らないが、下卷奥書に本文と同じ筆跡で「至德三年霜月三日豊前守朝英書之」と記されている。同教授は「原本にぐっと近 (一三八六)霜月三日豊前守朝英書之」の奥書を有する島根県出雲市神門寺藏の上下二冊完本が毎日新聞 はこの写本よりせいぜい二十年前と思う」と話している。」とあって、大見出しに「最古の「庭訓往來」みつかる」中見出 づいたと考えられ心強い。武士、庶民の勢力向上期であった中世の庶民教育の足どりを探る材料にできる。原本が出来たの 手教授の調べによると、神門寺の写本は上下二卷で、完全にそろっている。内容的には後世に発見されたものとほとんど変わ 記。手紙の題材には年賀の辞、領地仕置の状況、盗賊討伐への出陣、司法制度などが取り上げられ、教材に使われた。上横 大きい。庭訓往來は一年分の手紙のやりとりで構成、手紙文の間に生活、職業、宗教などにゆかりの言葉を単語集ふうに列 の至德三年(一三八六)の書写。庭訓往來は原本が現存せず作者もわかっていないだけに原本に近い写本が確認された意義は 国に三十種あるこれまでの写本のうち、最も古いとされていた奈良・天理図書館所蔵分より六十五年もさかのぼる、南北朝 町、淨土宗神門寺(神谷隆秀住職)に伝わっていることが上横手雅敬・京大教授(日本中世史)の調査で五日、確認された。全 の全文は、「室町時代から江戸時代にかけて広く教科書として使われた庭訓往來の最も古い写本が、島根県出雲市塩冶の全文は、「室町時代から江戸時代にかけて広く教科書として使われた庭訓往來の最も古い写本が、島根県出雲市塩冶 社朝刊昭和五七(一九八二)年一二月六日(月曜日)付の朝刊総合(3)記事によって紹介されている。この記事 って最も広く普及したのがこの『庭訓往來』である。最古の写本としては、成立から三十六年後の「至徳三年 しに「৽ッホィサー南北朝時代の写本」と記載し、下卷末尾の写真を掲載する。この資料は、現在も影印資料が未公 往来物資料のなかで鎌倉時代の末、正平五年(一三五〇)に成立して江戸時代そして、近代明治時代に亘

なってきている。その幾つかをここで紹介すると、龍門文庫藏『庭訓往來』(上記の文明十四年本でない資料)、 写本、石川松太郎氏(謙堂文庫)蔵伝經覺本(室町時代中期、文明五年(一四七三)以前写)、阪本龍門文庫藏 広島大学付属図書館蔵『庭訓往来』がある。 六)写本、同図書館蔵天文十八年(一五四九)写本、内閣文庫藏室町時代写本、東洋文庫藏室町時代末期写 文明一四年(一四八二)写本、蓬左文庫蔵文明一七年(一四八五)写本、国立国会図書館蔵天文五年(一五三 開となっていて、この研究がなされた資料としては、この記事に見える天理図書館所蔵宝徳三年(一四五一) 本等が知られている。こうしたなか、近年ネット上で多くの古写本の影印がデジタル画像で確認できるように

先行研究

これら諸本の研究については、以下に列記しておくことにする。

- 〇吉井治子「新撰庭訓抄について」『東京家政学院大学紀要』、第一二号、昭和四七年刊。BM2 050.01/186 〇石川謙著『日本教科書大系 往来編第三卷 古往来(三)』、昭和四三年(一九六八)、講談社刊。その他。 〇石川謙著『庭訓往来についての研究』(東京教育大学教育学会紀要)、昭和二五年(一九五〇)、金子書房刊。
- 〇石川松太郎著『庭訓往來』(東洋文庫二四二)、昭和四八年(一九七三)、平凡社刊。
- 三二輯、昭和五十年(一九七五)・五一年・五二年・五三年(一九七八)刊。 ○青木孝「庭訓往來の語法」(上・中・下(一)・下(二))、『青山学院女子短期大学紀要』、第二九・三○・三一・
- ○川瀬一馬解説『庭訓往來 ○橘豊著『書簡作法の研究 続編』、昭和六〇年(一九八五)、風間書房刊。 文明十四年鈔本』(阪本龍門文庫覆製叢刊之十五)、 昭和五九年(一九八四)刊。
- 〇中田千代子「庭訓往来伝本小考」、『実践国文学』第二七号、昭和六〇年(一九八五)刊。

二)三月、汲古書院刊。 ○三保忠夫「庭訓往来天理図書館本について」、『小林芳規博士退官記念国語学論集』、 平成四年(一九九

○三保忠夫編『天理図書館蔵庭訓往来宝徳三年写本 、平成四年(一九九二)三月、 松江·島根大学教育学部国文学会刊。 本文と漢字索引』、島根大学教育学部国文学会叢

九月、和泉書院刊。 〇三保忠夫「庭訓往來天理図書館蔵本の所用漢字について」、『国語文字史の研究二』、平成四年(一九九二)

部紀要』第一三号、平成一二年(一九九四)刊。 〇小木曽千代子「一乗谷朝倉氏遺蹟で発見された『庭訓往来』の断簡(写)について」、『中部大学国際関係学

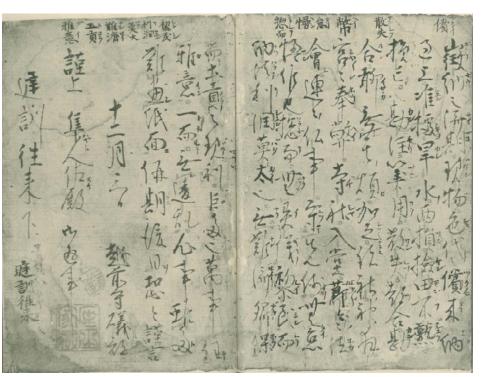
〇山田俊雄『庭訓往來・句双紙』新日本古典文学大系 52、岩波書店、平成一四年(一九九六)刊。

○中村武三編『建部伝内先生遺芳』、「庭訓往来」サンライズ印刷㈱出版部、平成年(一九九九)一○月刊。

本文異同とその語彙

こに一望できる仕組みとなっている。漢字の使用頻度順から見ると、「之」「者」「可」「也」「侯」「被」「御」「所」 た文字が用いられている。 「時」「法」「入」「書」「申」「言」「心」「條」「間」「奉」「後」「有」「頭」「木」「用」「中」「參」「重」「僧」「同」「如」と云つ 「人」「事」「等」「日」「上」「不」「子」「令」「以」「大」「行」「物」「恐」「下」「一」「無」「進」「謹」「殿」「文」「月」「相」 往復書簡型の十二ヶ月状には、書簡方式に支えられた語彙群から得られ、当代における基本語彙群がこ

横二四.一㎝で、「この庭訓往來は粟田青蓮院宮尊純親王御筆也。世に粟田流の御文字と称ふ。……」とあ る墨付き六二丁の古写本である。読み仮名は付けていない[資料本文影印翻刻参照]。このように、古写本の 古写本のなかで、別資料として紹介する三次市立図書館藏平井文庫本は、尊純親王筆、縱三三:三四×



知られている。

知られている。

知られている。

②「有職」を「ユウショク」「ウシキ」と音讀する資料が見える。

②「有職」を「ユウショク」「セング」

この付訓についても、①「前駈」の語を「さきかけ」

て人に教え諭すものである。軍旅、衣服、器械、宴楽、疾病の諸事を書翰に託し農工商の事、武藝の事、神祇の事、釋教の事、礼儀、農工商の書状十五章には、国政の事、家務の事、士往返の書状十五章には、国政の事、家務の事、士

資料の波及性

室町時代、文安元年(一四四四)に編纂された古辞

る。能・狂言「布施無經」「どちはぐれ」に十一月日状「鹽噌」「ゑんそ」の語、他演目に四月返状の「鞍馬木芽有していたことが知られるばかりでなく、この内容に基づいた生活慣習が必要不可欠であったことを伝えてい 漬、醍醐烏頭布」の語等を精進料理の品種として取り上げていたりもするといった様相を示している。 されたりしている。こうした引用は、室町時代の教養社会における必読資料として第一位の資料価値観を 書『下學集』に多くの語彙が引用され、流布本『曾我物語』には、武具・鎧の品革威の列名語彙群が其儘引用

ともこの時代の大きな特徴といえよう。 [広本(文明本)・印度本系等]や『運歩色葉集』に影響していて、二重三重にことばの重層化が諮られているこ注釈研究を継続掲載中であるので参照されたい。この真字註自体が次の室町時代の古辞書である『節用集』 また、この注釈書も編纂されていて、特に真字註については、私自身、本学短大紀要にその幾つかの月状の

此に来るの義也。又文の返事有るに依る也。或は古往今来を云ふ義これ有る也。(庭訓を、「父が子に与える を以て官の高卑之上に書様有ること、次第之を弁ずべき也。往来とは辞の往来歟。或は一書彼に往き、一書 制る。故に文章は時節之風物を記す也。官位に依て筆位の文章を宣む也。后代に之を畏るべし。君子は此書 魚、童蒙にして聖父之庭の訓を受く。蓋し此書童蒙之人に示さんが為め也。然るに以て十二月を分て之を 庭を廻りて詩礼之訓を問ふに本づく也。鯉魚の庭を過ること已に二度也。故に私に之を二庭訓と謂ふ。鯉 教訓」ひいて「家庭教育」と、現代では解している。) そして、江戸時代には『庭訓徃來(假名)抄』〔片仮名交じりの注解書…《用例》右、庭訓と名くるは、伯鯉魚

恐々謹言の字、草に書く可き也。 俗家より出家へは恐々敬白と書く可し。其の余は、真草行の上中下有り。被官には恐々と書く可からず。 敬白は、謹言より上也。又、頓首は至て敬恭也。墨黒に真に書くは、賞翫也。恐々と書く事、

※底本はカタカナ書きだが、ここでは「ひらがな」書きにして読みやすくした。〕→『庭訓往来』〔全一冊、

『庭訓往來精注鈔』〔全一冊、關牛翁著『具注抄』追考にて門人成章館主人編、天保一四年(一八四三)刊〕、『『庭訓往來精注鈔』〔全一冊、關牛翁著『具注抄』追考にて門人成章館主人編、天保一四年(一八四三)刊〕、『ことハ古より在所の注に誤 有をたゞしたらざるを増補せり。庭訓往來のことハ此一書につくせり」〕、にて書たれバ幼童筆学のてほんとなるべし。音訓をバ本文の頭に平がなをもつてあげ素どくの便とす。注解のにて書たれバ幼童筆学のてほんとなるべし。音訓をバ本文の頭に平がなをもつてあげ素どくの便とす。注解のものをさゝぐる事也」〕→『庭訓徃来捷註』〔全一冊、駒龍先生著、寛政一二年(一八○○)刊、「本文をハ大字ものをさゝぐる事也」〕→『庭訓徃来捷註』〔全一冊、駒龍先生著、寛政一二年(一八○○)刊、「本文をハ大字ものをさゝぐる事也」〕→『庭訓代書をはままままます。」…〔用例〕十二月三日状「土貢其国其所々よりいづる和六年(一七六九)正月刊、「庭訓式目字註加二于頭」」…〔用例〕十二月三日状「土貢其国其所々よりいづる 権下の「士農工商」という社会構造がこの継続性を促していることにもよるのであろう。 ☆庭訓往來諺解』〔全一冊、嘉永五年(一八五二)刊〕といった程度に変容していくに過ぎないのも、同じ武家政

往来物と見ておく。 また、『新撰消息(異制庭訓往來)』と云う書物は本書に類似する内容であるが本書より後に製作された

《ことばのコラム》

1「注」と「註」について

様なれはとて是をも注と書。扨義理を釋は、言葉に属したる事故、水片を言片に改めて註と書り」と注釈す ふ。又書物を讀て義理の通ぜずして滞りたるを其意味を解して人にさとす事水の流やらざるを流すに一

※2「軽重」大槻文彦編『大言海』を繙くと、

傳、宣公三年「楚子問□鼎之大小輕重□」韓愈、送殷員外序「豈不□眞知□輕重□大丈夫□哉」申子「懸權衡□、 以稱『輕重』』※庭訓往來、八月「火印追放已下、隨『事輕重、其人是非』、可」被「行」是」[2-0147-2] けい-ぢゆう【輕重】〔名〕〔ヂュウは、呉音〕かろきと、おもきと。周禮、秋官篇、司寇「以辨」罪之輕重」」左

定められずの意なり。[2-0147-2]」 けい-ちョう【輕重】[名] [チョウは、漢音] 前條の語に同じ。輕重すべからずと云ふは、優るとも、劣るとも

れている。 とあって、この熟語の訓みが二通り記載されている。そして見るに、「けい-ぢゆう」の用例として本書が引用さ

この箇所を文明十四年本で見ると、





「キャウチウニ」と訓まれている。また、頭部に、「輕重」と記載されている。

〇三年一二月一日付〕を参照して纏めておく。 ここで、現代の国語辞書である小学館『日本国語大辞典』第二版を繙いてみよう。※「ことばの溜池」〔二〇

きょう-じゅう【輕重】〔名〕軽いか重いかということ。主に罪の重さなど、抽象的な事柄についていう。けいじゅ う。けいちょう。*続日本紀-和銅七年(七一四)六月癸未「大ニ赦天下「、〈略〉罪無ニ軽重「」*太平記(一四世

(キヤウヂュウ) アリタル ユエナリ」*日葡辞書(一六○三-○四)「トガノqio<giu<ni(キヤウヂュウニ) みの軽重明白たり」」としていて、本書の用例は見えない。 葡日辞書(一五九五)「Simplarius〈略〉カフチヲ 紀後)二・俊基朝臣再関東下向事「頸械手杻を入られ、罪の軽重を糺すらんも、かくやと思知れたり」*羅 ツミニ ヲコナウ〈訳〉罪の軽重に応じて刑罰を言い渡す」*浄瑠璃・博多小女郎波枕(一七一八)下「つ ウケザル ヨロイ、コレ ヨロイニ ヨッテ qio<giu< シタガ

さらに、古辞書広本(文明本)『節用集』(文明六年(一四七六)頃成立)には



輕重(キャウチョウ・ヲモシノケイ・カロシ、カサナル)[平軽去・平去]。 [態藝門83]

代の古版『庭訓徃来註』では、「輕-重」とし、その他注釈版本類『庭訓徃来捷註』『庭訓往來精注鈔』『永庭訓往來諺音読みと見ることと、「キヤウヂョウ」で呉音と漢音混在の訓みを採るか問題を残している語である。江戸時 ることに留意せねばなるまい。「重」の音は、漢音「チョウ・(トウ)」、呉音「(シュ)」、慣用音「ヂュウ」であるからし て、「軽」の漢音「ケイ」、呉音「(キャウ)」、唐音「(キン)」の語であるからして、朱書きの音表記「ケイヂョウ」で漢 は、「キヤウヂユウ」と表記して易林本・饅頭屋本『節用集』「軽重」及び『落葉集』「軽重」の訓みと同じにしてい とあって、「キヤウヂョウ」の訓みとなっているが、中田祝夫著『文明本節用集研究並びに索引』〔勉誠社刊〕で 解』では、「輕重」〔漢音+慣用音〕で表記するようになる。これで明らかのように、大槻文彦著『大言海』の見 出し語表記及び用例は、この江戸時代の注釈本類の訓みに依拠したものであることが見えてくる。また、『日

ょう」乃至「けい‐じょう」の語はここには載録されていないのが現況である。 本国語大辞典』第二版でも、索引に依拠していて本文確認を怠っていることから広本『節用集』の「きょう-じ

※至德三年[神門寺本]写 上卷冒頭部と下卷末尾識語部





江戸時代『絵本庭訓往来』圖資料





龍門文庫藏『庭訓往来』五月日状